

請 願 文 書 表

受付番号	第27号
受付年月日	令和8年5月20日
件名	母子小学校への通学に関する請願
請願者	三田市 XXXXXXXXXX 母子小学校育友会 会長 西村 明美
要旨	<p><請願の趣旨></p> <p>小規模特認校制度は、平成24年4月1日に三田市立小学校小規模特認校制度実施要綱（以下、「特認校制度実施要綱」という。）が施行され、母子小学校を対象校としてスタートしました。</p> <p>自然環境に恵まれ、特色ある教育を推進し、通学区域以外からの就学を認めることにより、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うと共に学校の活性化を図ることを目的として、14年が経過しています。</p> <p>母子小学校は、少人数教育の特色を生かし、子ども一人ひとりの個性を大切にした教育が行われており、保護者や地域から高い評価を受けています。</p> <p>しかし、特認校制度実施要綱第4条第3項において、保護者の責任と負担において、児童が安全に通学できることの条件が、就学希望される方の大きな壁となっており。保護者による送迎が可能な家庭に限られている現状です。令和7年度には、見学者7名に対し、就学者は1名でした。なおこれまでに小規模特認校制度利用者は17名であります。</p> <p>児童数の減少が続きこのままでは、学校の存続が危ぶまれています。地域の教育環境を守り、子どもたちが安心して学べる環境を維持するためにも、通学手段の確保・支援を早急にご検討いただきますように請願いたします。</p> <p><請願事項></p> <p>特認校制度実施要綱を改正し、通学手段確保に対する支援制度を確立すること。</p>
紹介議員	今北 義明、幸田 安司、佐貫 尚子、福本 愛、橋本 維文、長尾 明憲、福田 佳則
付託委員会	福祉教育常任委員会